

上富良野町自治基本条例・解説書

(平成 20 年 12 月 22 日・条例第 28 号)

目 次

条例と解説

前文	1
第 1 章 目的と理念 (第 1 条-第 3 条)	1
第 2 章 まちづくりの基本原則 (第 4 条-第 6 条)	4
第 3 章 町民の権利と責務 (第 7 条-第 9 条)	5
第 4 章 議会の役割と責務 (第 10 条-第 12 条)	6
第 5 章 町の役割と責務	8
第 1 節 町長の責務 (第 13 条)	
第 2 節 職員の責務 (第 14 条)	
第 3 節 町の責務 (第 15 条-第 16 条)	
第 6 章 信頼される町政の推進	9
第 1 節 町の仕事 (第 17 条-第 23 条)	
第 2 節 情報共有 (第 24 条-第 27 条)	
第 3 節 参画と協働 (第 28 条-第 30 条)	
第 7 章 コミュニティ (第 31 条-第 32 条)	15
第 8 章 地域防災 (第 33 条-第 34 条)	16
第 9 章 町民投票制度 (第 35 条-第 36 条)	17
第 10 章 交流と連携 (第 37 条-第 38 条)	18
第 11 章 条例の位置付け (第 39 条-第 40 条)	18
附則	19
条例の構造	20

上富良野町自治基本条例と解説

前文

わたしたちの暮らす上富良野町は、大雪山国立公園に位置する十勝岳連峰のふもとに広がるラベンダーの香りに包まれた、美しく豊かな自然と風土に恵まれたまちです。

わたしたちには、明治 30 年、富良野原野の母なる地として開拓の鍬が下ろされてから、大正 15 年の十勝岳噴火による大災害を乗り越え、今日に至るまで、まちを愛する多くの先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、更に発展させ、次世代に引き継いでいくことが求められています。

わたしたちは、町民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、希望と誇りをもって、心も体も健康に、安心して生活できるまち、住んでいて良かった、住み続けたいと思えるまちを目指します。そのためには、町民一人ひとりが、自治の主体としてその役割を自覚し、積極的にまちづくりに参画していくことを基礎として、議会及び町とお互いに力をあわせ、自主的・自律的にまちづくりを進めていかなければなりません。

わたしたちは、ここに、わたしたちが共有する上富良野町の最高規範として、この条例を制定します。

《趣 旨》

前文は、この条例を制定する意義について掲げています。

《解 説》

- 1 憲法や基本法といわれる法律等には、その制定の趣旨や基本的な考え方を述べるため前文が置かれているように、上富良野町のまちづくりにおける基本的なルールを定める本条例においても、前文を置きます。
- 2 上富良野町は、明治 30 年の入植と、大正 15 年の十勝岳噴火による大災害からの復興という 2 度にわたる開拓の労苦を経験しました。わたしたちは、上富良野町が成り立っている背景に、この町を愛する多くの先人の英知と努力の積み重ねがあることを認識し、次世代に引き継いでいかなければなりません。すなわち、町民の郷土愛から生まれる情熱をなくしては、まちづくりはあり得ないことを述べています。
- 3 まちづくりは、本来、町民が日常生活の中で自らが主体的に行ってきた仕事であり、相互扶助の中で培われてきたものです。しかし、右肩上がりの経済状況の中で、「公共サービス＝すべて行政が行うこと」という考え方により、行政が肥大化してきた経緯があります。
そこで、まちづくりは、その主体である自律した町民一人ひとりを基礎として、お互いを尊重し力を合わせて、自主的・自律的に進めていくことを述べています。
「自律」とは、自分だけで物事を行う『自立』から更に進んで「自分のことは自分で決定し、自らを律していく」、「まちづくりの主役は自分たちだ」という意識をもつことを示しています。
- 4 「自主的・自律的」にまちづくりを進めるとは、国や北海道との対等・協力の関係のもとに、自らの地域のことについては、主体的に考え、町民・議会・町が協働して進めることを意味しています。
- 5 この条例は、「自治体の憲法」として、町長や議会の構成が代わっても、まちづくりにおける基本的な考え方は、普遍的な性格を持つという考えから、上富良野町の最高規範として制定することを述べています。

第 1 章 目的と理念

(目的)

第 1 条 この条例は、上富良野町におけるまちづくりの基本理念とまちづくりに関する基本原則を明らかにし、まちづくりにおける町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務等を定めることにより、町民主体の公正で民主的な自治の実現を図ることを目的とします。

《趣旨》

本条は、この条例の目的を定めています。

《解説》

- 1 この条例において、上富良野町のまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにするとともに、町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定めることとします。
- 2 「町民主体の公正で民主的な自治」とは、いつの時代においても普遍的な自治のあり方であり、まちづくりが公正で民主的な手法に基づき進められていると、町民一人ひとりが実感できるような仕組みを、この条例において担保することを目的としています。そのために、まちづくりの「理念」と、その理念を具現化する「制度」、制度を動かす「原則」を、この条例において明らかにします。

【参考】

地方自治の本旨：憲法第92条に規定されているもので、住民自治と団体自治の2つの要素から構成されます。

住民自治	地方における行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて、処理する原則のこと。
団体自治	一定の地域を基礎とする国から独立した団体（自治体等）を設け、この団体の権限と責任において、地域の行政を処理する原則のこと。

(用語の定義)

第2条 この条例において使われる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) わたしたち 上富良野町の自治を構成している町民、議会及び町の三者すべてをいいます。
- (2) 町民 町内に居住する者、町内に通勤又は通学する者及び町内で事業を営む法人又は活動する団体をいいます。
- (3) 町 町長をはじめとするすべての執行機関等をいいます。
- (4) 参画 町の仕事の立案から実施及び評価に至る様々な過程や、まちづくりの様々な活動に、主体的に参加することをいいます。
- (5) 協働 わたしたちがお互いに役割と責任を担い、それぞれの特性等を尊重しながら補完し、協力しあうことをいいます。
- (6) まちづくり 自らが生活し、又は活動する地域をはじめとして、わたしたちが暮らす上富良野町を魅力的でより快適にしていく活動をいいます。
- (7) 町の仕事 町がその権限において行うすべてのことをいいます。
- (8) コミュニティ 地縁に基づく団体や、目的に基づく団体、更に町民相互のつながりも含めたものをいいます。

《趣旨》

本条は、この条例で使用する重要な用語について、認識を共通にしておくため定義しています。

《解説》

- 1 第1号関係：「わたしたち」とは、上富良野町の自治を構成している「町民」「議会」「町」の三者すべてを含めて表現しています。
また、第7条・第9条・第31条・第34条で用いる「わたしたち町民」は、まちのルールとしてこの条例を町民自らがつくって、守って行こうという思いやまちづくりの主体は「わたしたち町民」であるという意志を込めて用いることとしています。
- 2 第2号関係：「町民」については、まちづくりは、町内に居住する者のみならず、通勤・通学者さらには事業を営む法人や活動する団体等の参画と協働により進める必要があることから、これらの人々を含め「町民」として定義しています。
- 3 第3号関係：「町」については、「町の執行機関」（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）と公営企業(水道、病院)を加えて、町長以下、一般に「行政」といわれるすべてを含めて定義しています。
- 4 第4号関係：「参画」とは、町の仕事の立案から実施及び評価に至る様々な過程において、意見や提案を行うことや、具体的な行動を通じて、主体的に町の仕事に参加することをいいます。さらに様々なまちづくりに参加することも指しています。
また、「参加」と「参画」の使い分けについては、文字どおり一般的な(決まったことに加わる)

「参加」と、更に進んで主体的にまちづくりにかかわっていく「参画」の二つの段階があると考えて用いています。そのため、本条例では「参画」の表現を用いています。

- 5 第5号関係：「協働」とは、わたしたちが役割と責任を分担し合い、お互いの特性等を尊重しながら、補完(不十分な部分を補って完全なものとする、助け合うという意味を持ちます)し、協力しあっていくことをいいます。
- 6 第6号関係：「まちづくり」とは、身近な地域から上富良野町全体に至るまで、より良いものに創り上げていく様々な「活動」を指しています。よって、道路や公園整備等のハード的なものから、情報共有や町民参画等の仕組みづくり等のソフト的なもののほか、より良い暮らしを個々人がつくっていく「暮らしづくり」そのものを含めて、幅広くとらえています。
- 7 第7号関係：「町の仕事」とは、町がその権限と責任において行うすべてのことを指して定義しています。
- 8 第8号関係：「コミュニティ」とは、旧来の自治会(町内会等)組織などの地縁に基づく団体のみを指すものではなく、ボランティア組織などの目的団体から、企業などの営利団体まで広く含めています。さらに、町民相互の日常のコミュニケーションも一つの「コミュニティ」と広くとらえ、まちづくりに貢献する多様な「つながり」を「コミュニティ」として定義しています。

(基本理念)

第3条 わたしたちは、町民憲章を尊重し、次の基本理念を共有して、まちづくりを進めます。

- (1) わたしたちは、町民がまちづくりの主体であり、住民自治の担い手であることを理解しあいます。
- (2) わたしたちは、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境、個々の考え方等、お互いの違いを理解するとともに尊重しあいます。
- (3) わたしたちは、それぞれが持つ能力を発揮し、お互いに助け合い、協力しあいます。
- (4) わたしたちは、学習や心身の健康づくりを惜しまず、自らを高めます。
- (5) わたしたちは、次世代への責任を持ち、将来を考え、豊かな自然環境に恵まれた上富良野町を守り育てます。

《趣旨》

本条は、「前文」や「目的」を受けて、わたしたちがまちづくりを進める際に、共有すべき基本的な考えを「基本理念」として定めています。

《解説》

- 1 まちづくりは、そこに暮らし活動するすべての人々のためのものであり、町民一人ひとりが共有すべき基本的な考えを、基本理念として表現します。
- 2 昭和32年に制定された町章及び昭和42年に制定された町民憲章に込められた思いは、普遍の理念として、今後のまちづくりにおいても、わたしたちが共有していくべきものと考えます。

そこで、この町章、町民憲章から、「協働」「融和」「健康」「希望」「扶助」「自主」「自律」「尊重」「学び」「勤労」「自然」等を、上富良野町のまちづくりを進めていく上におけるキーワードとして捉え、その意義を「町民主体」「人権尊重」「相互補完」「自主自律」「未来志向」の5つの言葉に再構築し、基本理念として整理しています。

【参考】

※町章



まん中の「富」の文字を囲んで、「力」が3つ集まっている。「力」「三」「富」で町名「かみふ」と読む。「力」は“ちから”をさし、3字集まって協力の「協」を表す。それが全体の輪(和)によって中心の「富」を生む。

町の人々のあたたかい願いを込めた町のシンボルマークである。

※上富良野町民憲章

わたくしたちは、雄峰十勝岳のふもと富良野原野の母なる地、上富良野町民であることに誇りをもち、この憲章をかかげて先人の偉業を継ぎ、明るく豊かな郷土をつくることにつとめましょう。

- 一、正しい心と健やかな体で、希望に生きましょう。
- 一、いたわりあって、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- 一、文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。
- 一、勤労をよろこび、自然の恵みに感謝しましょう。

第2章 まちづくりの基本原則

(情報共有の原則)

第4条 まちづくりは、町民共有の財産であるまちづくりに関する情報を、わたしたちがお互いに共有して進めることを基本とします。

(自助・共助・公助の原則)

第5条 まちづくりは、町民一人ひとりあるいはコミュニティが自らの責任のもとに決定し行動するとともに、町はそれぞれの活動を補完しながら進めることを基本とします。

(参画と協働の原則)

第6条 まちづくりは、町民一人ひとりの参画により進めていくことを基本とします。

2 まちづくりは、わたしたちが相互理解のもとに、協働で進めていくことを基本とします。

《趣旨》

本章(第4条から第6条)は、「前文」や「目的」、「基本理念」を受けて、まちづくりを進めていくための根本となる仕組みを、「基本原則」として定めています。

《解説》

- 1 まちづくりが、公正で民主的に進められていくためには、まちづくりに関わる様々な情報が、広く公開され共有されていくことを前提に、自律した町民一人ひとりを基礎として、それぞれの能力を相互補完するとともに、町民一人ひとりが主体的にまちづくりに参加し、協働していくことが重要との考えから、「情報共有」「自助・共助・公助」「参画と協働」の3つを、「基本原則」とします。

- 2 「情報共有の原則」(第4条関係)

わたしたちが、お互いに力を合わせてまちづくりを実践していくためには、町が保有している情報の公開をはじめ、町民や議会が持っている情報を含めて、相互の情報交換を通じて意思疎通を図り、信頼関係を築いていくことが重要なことから、まちづくりに関する情報を、町民の共通財産として共有していくことを基本とします。

- 3 「自助・共助・公助の原則」(第5条関係)

まちづくりは、まず、その主体たる町民一人ひとりの「暮らしづくり」を基礎としてとらえ、自ら解決すべきことは自らの力で対応し、自らの力だけでは解決が困難な課題については、周囲や地域など、あるいは行政などが支えることで、まちづくりを進めていくことを基本とする「補完性の原理」を表現したものです。

【参考】

補完性の原理：小さな単位で可能なことはそこに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものは、大きな単位で行うという考え方。

上富良野町が考える「自助・共助・公助」

- ① 個人でできることは個人で解決する。〈自助〉
- ② 個人でできないことは、まず家庭がサポートする。〈自助〉
- ③ 家庭で解決できないことは、地域やボランティア組織、NPO等がサポートする。〈共助〉
- ④ ①～③では、どうしても解決できない問題について、はじめて町が問題解決にサポートする。〈公助〉

- 4 「参画と協働の原則」(第6条関係)

まちづくりは、町民一人ひとりの主体的な参加を基本として、町民、議会、町それぞれの違いや思いを相互理解した中で、役割と責任に基づく自主性を尊重し、お互いの特性を生かし協力、補完しながら進める「協働のまちづくり」を表現したものです。

第3章 町民の権利と責務

(町民の権利)

第7条 わたしたち町民は、まちづくりに関して必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

2 わたしたち町民は、まちづくりの主体として、町の仕事に係る意志の決定、実施及び評価等に参画するとともに、まちづくりに等しく参画する権利を有します。

《趣旨》

本条は、まちづくりにおける町民の権利として、「知る権利」「参画する権利」について定めています。

《解説》

- 1 「わたしたち町民」は、まちのルールとしてこの条例を町民自らがつくって、守って行こうという思いやまちづくりの主体は「わたしたち町民」であるという意志を込めて用いることとしています。（第7条・第9条・第31条・第34条で「わたしたち町民」を用いています）
- 2 「知る権利」（第1項関係）
 - ・「情報共有の原則」（第4条）で定めたように、その核となる町民の権利として、町民がまちづくりに関する情報を受動的に受け取るだけでなく、主体的に情報の提供を要求し取得することを含め、基本的な権利として保障されるものです。
 - ・上富良野町では、平成13年に「上富良野町情報公開条例」と「上富良野町個人情報保護条例」を制定しています。
- 3 「参画する権利」（第2項関係）
 - ・「参画」は、まちづくりの主体である町民に、第3者の意思などに束縛されることのない基本的な権利として、保障されるものです。
 - ・町民は、自らの自由な意思に基づき平等な立場で、町政や自治活動等のまちづくりに参画できることを表現したもので、機会均等の参加を保障したものです。
 - ・「参画」は、町民の自由な意思に基づくものであることから、「参画しようとしたこと」「しなかったこと」また、「実際に参画したこと」「しなかったこと」などによって、その後の参画そのものを拒まれ、差別されることがあってはならないものです。

(子どものまちづくりに参画する権利)

第8条 満18歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参画する権利を有します。

《趣旨》

本条は、18歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参画について定めています。

《解説》

- 1 青少年及び子どもがまちづくりへ参画する権利は、基本的な権利として保障すべきものです。本条例制定時は「満20歳未満」でしたが、「満18歳未満」に改正（平成30年12月議会議決、平成31年4月1日施行）しています。公職選挙法の改正により、選挙権を有する者の年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられたことから、満18歳以上の青少年及び子どもは本条例第36条に定める町民投票の請求ができるようになり、まちづくりへ参画する権利を有することとなったためです。
- 2 本条は、日本政府が批准している「子どもの権利条約」を理念の基礎として、その権利の具体化を表現したものです。

【参考】

「子どもの権利条約」1994年日本政府批准

第12条（意見表明権） 締約国は、自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する。その際、子どもの見解が、その年齢及び成熟に従い、正当に重視される。この目的のため、子どもは、特に、国内法の手続規則と一致する方法で、自己に影響を与えるあらゆる司法的及び行政的手続においても、直接にまたは代理人もしくは適当な団体を通じて聴聞される機会を与えられる。

(町民の責務)

第9条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、お互いに尊重し協力して、まちづくりへの積極的な参画に努めます。

2 わたしたち町民は、総合的視点に立ち、まちづくりにおいて自らの発言と行動に責任を持つように努めます。

《趣旨》

本条は、まちづくりにおける町民の責務として、「参画の拡充責任」「自己の責任」について定めています。

《解説》

- 1 町民は、まちづくりの主体として権利を有する一方、責務も有します。責務を積極的に果たしていくことが、権利を拡充していくとともに、まちづくりの基礎となるものです。
- 2 「参画の拡充責任」(第1項関係)
 - ・まちづくりへの参画は、「町民の権利」(第7条)で解説したように、町民の直接の責務ではないが、様々な形でまちづくりに主体的に参加することが、町民自らの自治や権利の拡充につながることを表現しています。
 - ・「お互いに尊重し協力して」とは、年齢や生活状態等、町民一人ひとりの置かれている立場や状況の違いを理解し、それぞれの持っている力を、可能な範囲で出し合うことを表現しています。
- 3 「自己の責任」(第2項関係)
 - ・まちづくりの参画は、自らの自主的な意思に基づくものであることから、その活動においては、自らの発言や行動について、責任を持たなければなりません。
 - ・「総合的視点に立ち」とは、まちづくりを進める際、町民は、私的な利害関係にとらわれることなく、公共性を尊重し判断することが大切です。こうしたまちづくり全体を見渡した視野を意味しています。

第4章 議会の役割と責務

(議会の役割と責務)

第10条 議会は、町民を代表する意思決定機関としての役割を果たすため、まちづくりに町民の意思を反映するよう、条例の制定改廃、予算、決算等について意思決定を行います。

2 議会は、町の監視機関としての役割を果たすため、常に町民の立場から、公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、それを町民に明らかにするよう努めます。

《趣旨》

本条は、議会の基本的な責務として「意思決定機関責務」と「監視機関責務」について定めています。

《解説》

- 1 「意思決定機関責務」(第1項関係)
 - ・議会は、町民の直接選挙によって選ばれる代表機関として、条例の制定改廃、予算、決算等について町民の意思を反映して、意思決定を行う議決機関としての役割を規定しています。
 - ・「町民の意思を反映するよう」の表現では、地方自治体の自己決定権の拡大や民意の多様化に伴い、町の意思決定を行う前提として議会の政策立案機能を含めて規定しています。
- 2 「監視機関責務」(第2項関係)
 - ・議会は、町民の監視機関として、公正で民主的な町政運営が行われているかを検証し、その状況を町民に明らかにしなければならない役割を規定しています。
 - ・「町民に明らかに」とは、町政運営を監視した結果を明らかにするばかりではなく、自らの監視のあり方や、監視機能の充実策等を含めた町民への説明責任について規定しています。

【参考】

地方自治法
第96条(議決事件)
第98条(検閲・検査及び監査の請求)
第100条(調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等)

(議会の運営)

第11条 議会は、町民に開かれた議会運営を行うため、保有する情報を積極的に公開し、町民との情報共有に努めます。

2 議会は、自由な討議を尊重して運営するとともに、審議の過程や結果等を町民に分かりやすく説明するよう努めます。

3 議会は、町民からの要望又は意見書等について十分審議し、その結果を報告するよう努めます。

4 議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めます。

《趣旨》

本条は、議会の運営における基本事項として「情報共有」「説明責任」「個人情報保護」について定めています。

《解説》

1 「議会の情報共有」(第1項関係)

・ 議会は、町民の代表機関であることから、その運営は、町民に開かれたものでなければなりません。「情報共有の原則」(第4条)で解説したように、議会が保有する情報も町民の共通財産として積極的に公開し、町民との共有に努めなければなりません。

2 「議会の説明責任」(第2項・第3項関係)

・ 議会は、町民の信託に応えるため、町民の多様な意見や地域の課題を踏まえ、自由、活発な討議をもって運営するとともに、町民との情報共有を図るため、これらの審議過程や結果等について、町民に説明責任を果たさなければなりません。

・ 議会は、町民からの要望・意見書等について迅速かつ誠実に審議するとともに、その審議過程や結果を報告しなければなりません。

3 「議会の個人情報保護」(第4項関係)

・ 議会は、保有する情報の公開と合わせて、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護に努めなければなりません。

・ 平成13年に制定された「個人情報保護条例」において、議会も、その実施機関として規定しています。

(議員の責務)

第12条 議員は、町民の信託に応えるとともに、この条例を誠実に守って、議員の持つ機能を最大限に発揮し、町民のために職務を遂行するよう努めます。

2 議員は、議会の活性化に努めるとともに、町民の意思を反映した政策の提言又は政策立案の強化を図るため、調査活動及び立法活動を積極的に行うよう努めます。

《趣旨》

本条は、議員が果たすべき責務について定めています。

《解説》

1 議員は、町民の信託に応え、議員の役割と責務を果たすためにこの条例を誠実に守って、町民の利益を代表する合議制機関の一員として、議会活動に必要な調査や研究等を通じて、政策立案能力を高めるなど、誠実に議員活動を行わなければなりません。

2 議員は、議会活動や議決等の行為を通じて、町民の意向を町政に反映させる役割を担っていることから、日頃の活動を通じて、地域の課題や町民の意向を把握し、課題解決や町民意向に沿った政策立案に努めるとともに、自らの議会活動について、町民に分かりやすく説明しなければなりません。

第5章 町の役割と責務

第1節 町長の責務

(町長の責務)

第13条 町長は、町政が町民の信託に基づくものであることを深く認識し、町政の代表者として、町民の意思を尊重するとともに、この条例を誠実に守って、公正で民主的な町政運営を行います。

2 町長は、町の職員（以下「職員」という。）を適切に指揮監督するとともに、町政の課題に的確に対応できる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めます。

《趣旨》

本条は、町民の代表者であるとともに、上富良野町（団体）の代表である町長の果たすべき責務について定めています。

《解説》

- 1 町民の直接選挙によって選ばれる町長は、町政が町民の信託を受けたものであり、また、町民に対して直接責任を迫る立場にあることを深く認識しなければなりません。
- 2 上富良野町という地方公共団体を統括し代表する町長は、地方自治の本旨（住民自治・団体自治）を具現化するため、町民の意思を尊重し、公正で民主的な町政運営を行わなければなりません。
- 3 町長は、この条例に定める理念や原則並びにこれらに基づいて整備される制度を誠実に守って町政を推進し、上富良野町の代表者として、町民に対する政治責任を果たさなければなりません。
- 4 町長は、公正で民主的な町政運営を行うため、補助機関たる町の職員を適切に指揮監督し、さらに職員の能力向上を図り、効率的・効果的に町政を運営していかなければなりません。
- 5 町の執行機関には、町長のほかに教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会があり、それぞれに代表者が置かれていますが、町の一体的な運営を確保するため、町長に総合的な調整権が認められています。

第2節 職員の責務

(職員の責務)

第14条 職員は、町民に信頼される町政運営を支える役割があることを深く認識し、この条例を誠実に守って、全体の奉仕者として町民の視点に立って効率的に職務を行います。

2 職員は、職務の遂行にあたり、必要な能力を高めるよう自己研鑽に努めます。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識して、町民との信頼関係づくりに努めます。

《趣旨》

本条は、町長の補助執行者である町の職員の果たすべき責務について定めています。

《解説》

- 1 町長の補助執行者である職員は、町長の公正で民主的な町政運営を支える役割があることを、深く認識しなければなりません。
- 2 職員は、その職務が町民の信託を受けていることを自覚し、この条例に定める理念や原則並びにこれらに基づいて整備される制度を誠実に守って、職務を遂行するとともに、そのために必要な知識や技術を自ら高めるよう努めなければなりません。
- 3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、町民の視点に立って職務を遂行することと合わせて、一町民としてのまちづくり（様々な社会活動等）の参加に努めなければなりません。

第3節 町の責務

(町の責務)

第 15 条 町は、町民の信頼に応えるため、次の事項を基本として、町政運営を行います。

- (1) 公平かつ公正で、透明性の確保に努めます。
- (2) 町民の意向及び地域の実情を的確に把握し、町民の生活の向上に努めます。
- (3) 中長期的な視点に立って、健全な財政運営に努めます。
- (4) 公共サービスの提供における適切な役割分担に努めます。

《趣旨》

本条は、町が町政運営を行う場合の基本事項を、その責務として定めています。

《解説》

- 1 地方自治法第 138 条の 2（事務管理及び執行の責任）を具現化していくために、町政運営にあたっての基本的な事項を整理しています。
- 2 第 1 号関係：町民の信頼に応える町政運営のためには、公平・公正・透明性を旨としなければなりません。
- 3 第 2 号関係：町民の意向や地域の実情にあった町政運営を進め、町民が納得し理解しあうことで、全体として町民生活の向上に努めなければなりません。
- 4 第 3 号関係：単年度や現時点だけといった視点だけではなく、将来世代への責任も含め、中長期的な視点で、健全な財政運営に努めなければなりません。
- 5 第 4 号関係：「公共サービス＝行政がすべて行うもの」ではなく、身近な地域の課題は、自分たちで解決していくという町民意識こそが、住民自治の本来の姿といえます。公共サービスが、ボランティアや NPO、民間企業等様々な主体によって、また様々な主体の共同によって提供されていくように、役割分担をしながらまちづくりが進められなければなりません。そのような中において、町はその果たすべき役割を明確化し、その責任を果たしていくことが大切です。

(組織)

第 16 条 町の組織は、町民に分かりやすく、簡素で機能的であるとともに、町民の意向、社会経済情勢及び政策課題の変化に、柔軟に対応できるよう編成します。

《趣旨》

本条は、町の組織の編成のあり方について定めています。

《解説》

- 1 地方自治法第 138 条の 3（執行機関の組織）では、「執行機関の組織は、系統的に構成しなければならない。」「執行機関相互の連絡を図り、一体として行政機能を発揮するようにしなければならない。」と規定されています。本条は、自治法の規定を受けて、町としての組織のあり方やあるべき姿を表現したものです。
- 2 町民の意向、社会経済情勢、政策課題等の変化に、柔軟に対応できる効率的で機能的な組織体制を整備していくことを定めています。
- 3 町では、課内に設置されている「班」を基本単位とするスタッフ制が実施されており、スタッフ制の機能強化を図っていかなければなりません。

第 6 章 信頼される町政の推進

第 1 節 町の仕事

(総合計画)

第 17 条 町は、総合的かつ計画的な町政運営をするため、その最上位計画となる総合計画を作成します。

- 2 町の仕事は、総合計画に基づき実施することを原則とします。
- 3 町は、総合計画のほかに特定分野ごとの計画をつくるときは、総合計画と整合性を図り、計画相互間の体系化に努めます。
- 4 町は、総合計画の成果を把握するとともに評価を加え、適切な進行管理を行い、進ちよく状況を公表します。

5 町は、総合計画の作成及び評価にあたっては、町民参画によりこれを行い、その内容を公表します。

《趣旨》

本条は、町の仕事の最上位計画となる総合計画について定めています。

《解説》

- 1 第1項関係：地方自治法第2条第4項では、「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」と規定しており、町はこの規定に基づき、地域の課題や町民の意向を十分に把握した上で、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるため、町の最上位計画となる「総合計画」を作成することを規定しています。
- 2 第2項関係：町の仕事は、総合計画に沿って進められなければならないことを規定しています。ただし「原則」との表現は、法令に基づくものや緊急を要するものなどは、総合計画に根拠があるなしにかかわらず、当然にして実施することを意味しています。
- 3 第3項関係：特定分野ごとに策定される計画は、総合計画と整合性が図られるとともに、それぞれの計画間で体系化が図られなければなりません。このことから、総合計画が町政運営における実態上の最上位計画であることを意味しています。
- 4 第4項関係：総合計画の推進過程においては、その達成状況や成果等を把握し、評価を加えながら、進行管理を行っていくことが重要です。
 不断の評価を総合計画に反映させ、総合計画が目指す町の将来像に向かって、適宜適切な町政運営を進めなければなりません。
 総合計画の進捗よく状況や評価、また評価に基づく見直しの状況等は、常に町民との共有に努めなければなりません。
- 5 第5項関係：総合計画は、町の長期的なビジョンを示すものであり、そこには町民の意向が適切に反映されることが基本です。
 総合計画への町民参画は、策定段階に限らず、その推進過程における評価や、評価に基づく見直し段階も含め、その仕組みが整えられなければなりません。

(財政運営)

第18条 町は、最少の経費で最大の効果を挙げるように財源を効率的かつ効果的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、健全な財政運営を進めます。

- 2 町は、総合計画を踏まえた財政運営を行うため、中長期的な財政計画を作成し、公表します。
- 3 町は、町の財政状況を明らかにするため、毎年度の予算、決算を公表します。
- 4 町は、町の財産の保有状況を明らかにし、その適正な管理と効率的な運用を進めます。

《趣旨》

本条は、町の財政運営の基本的な原則として、「効率化の原則」「財政計画の策定」「財政状況の公表」「財産管理」について定めています。

《解説》

- 1 「効率化の原則」(第1項関係)
 - ・町政運営の財源は、貴重な町民の税金などをはじめ、地方交付税を通して国民全体の負担のもとに成り立っていることを認識し、地方自治体の事務処理の原則として地方自治法に規定されている「効率化の原則(最少の経費で最大の効果を挙げる)」に基づき、財政運営することを定めています。
 - ・健全な財政運営であるためには、収支均衡の保持(歳入と歳出の均衡が保たれていること)と、財政構造の弾力性の確保(歳入において自主財源の割合が高く、歳出において義務的経費の割合が低いこと)が必要です。
- 2 「財政計画の策定」(第2項関係)
 - ・町の予算は単年度で編成され、その決算を行います。社会経済情勢の変化などに対応するとともに、町の最上位計画である「総合計画」を踏まえた財政運営を進める必要があることから、中長期的な視点に立った財政計画を策定します。

3 「財政状況の公表」(第3項関係)

- ・限られた財源のもとでまちづくりを進めていくためには、町民が町の財政状況をきちんと知り、町とともにまちづくりについて考えていかなければなりません。そのためには、町の財政状況について分かりやすく情報が提供される必要があります。
- ・財政状況の公表については、「財政状況の作成及び公表に関する条例」の規定に基づき、毎年度の予算、決算が公表されていますが、「分かりやすい」ということが重要であり、資料の作成や公表のあり方について、常に創意工夫を重ねていく必要があります。

4 「財産管理」(第4項関係)

- ・町が保有する財産は、町民共有の財産であり、その管理、運用にあたっては、その状況を明らかにし、説明責任が果たされなければなりません。

(行政手続)

第19条 町は、町民の権利及び利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導等の行政手続を公正に行います。

《趣旨》

本条は、町政執行に伴う町民の権利や利益を保護するため、行政の手続きについて定めています。

《解説》

- 1 町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利や利益を保護するため、町民からの申請に対する処分、不利益処分、行政指導等についての行政手続を透明で公正に行うことを定めています。
- 2 町では、これらの手続きをより確実に処理するため、「上富良野町行政手続条例」を平成9年に制定し、その適正な運用に努めています。
- 3 行政手続条例は、町に対して申請がなされてから、結論を出すまでの標準期間を定めたり、不利益な処分を下すときは、その理由を示すなど、町の仕事の透明性を図るものであり、広い意味の情報公開の一環です。

(意見、要望、苦情等への対応)

第20条 町は、町民からの意見、要望、苦情等(以下「意見等」という。)があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応します。

- 2 町は、前項の規定による対応を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成します。
- 3 町は、町民からの意見等を尊重し、これを町の仕事に反映するよう努めます。

《趣旨》

本条は、町民からの意見、要望、苦情等への対応義務等について定めています。

《解説》

- 1 町は、町民からの意見等について、迅速かつ誠実に対応するとともに、その対応経過や結果を記録、蓄積し、以降の町政運営に反映させていくよう努めることを規定しています。
- 2 町では、町内の複数箇所に「町民ポスト」を設置して、町民から寄せられる意見等に対応していますが、更なる環境整備に努めていくことが大切です。

(政策法務)

第21条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、次に掲げる法務活動に努めます。

- (1) 条例、規則の制定等の自治立法を積極的に行います。
- (2) 法令等を自主的かつ適正に解釈し運用します。
- (3) 提訴、応訴等訴訟に的確に対応します。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法務能力の向上に努めます。

《趣旨》

本条は、町の法務活動として「立法法務」「運用法務」「訴訟法務」とあわせて、「法務能力向上」について定めてい

ます。

《解説》

1 これまでは、権限、財源、情報、技術等は、国が一手に掌握するといった、いわゆる「中央集権」構造のもとで、国からの細部にわたる指示により自治体の運営がなされてきましたが、平成12年地方分権一括法が施行され、自治体と国は、「上下・主従」の関係から、「対等・協力」の関係となりました。

こうした時代変化に対応し、自己決定、自己責任に基づく町政運営を進めていくためには、自らの政策や制度の法的根拠を明確化していくことが重要であり、①条例や規則等の制定など積極的に自治立法を行うこと（立法法務）、②法令等を自主的かつ適正に解釈し運用すること（運用法務）とあわせて、③自らの責任で訴訟に的確に対応（訴訟法務）していかなければなりません。そのためには、④個々の職員を基礎として、組織としての法務に関する能力の向上（法務能力向上）に努めていくことが大切です。

（行政評価）

第22条 町は、町の仕事が効率的で効果的に実施されているかどうかを検証するため、相対的かつ客観的な視点に立って、行政評価を実施します。

2 町は、行政評価の過程や結果を公表するとともに、これを町の仕事に反映します。

《趣旨》

本条は、町の仕事の点検を行う行政評価について定めています。

《解説》

- 1 行政評価は、町の仕事が効率的で効果的に実施されているかどうかを検証する制度で「財政運営」（第18条第1項）で規定している「最少の経費で最大限の効果を挙げる」ための制度として位置付けられます。
- 2 行政評価は、P（プラン・計画）D（ドゥ・実行）C（チェック・評価）A（アクション・改善）という仕事を進めていく一連の流れに位置付け、評価の結果を次の仕事の改善に生かしていくものです。
- 3 「相対的かつ客観的」とは、一つ一つの仕事が、他の仕事との関係や比較において評価するとともに、それぞれの仕事ごとに具体的な目標値を定めた評価の必要性を表現しています。
- 4 「評価結果の公表」は、町民の信託のもとに行われている町の仕事の点検結果を町民と共有することで、町民がその改善策に参画する上で、重要な情報となります。
- 5 評価制度の熟度を高めていくために、具体的な評価の手法は、社会情勢や町民意識に即応して常に改善していくことが重要です。（評価に町民参画の手法を導入することも検討が必要です。）

（行政サービスの提供）

第23条 町は、町民の要望や課題に適切に対応するため、組織内の横断的な調整を図り、総合的かつ良質な行政サービスの提供に努めます。

《趣旨》

本条は、総合的な行政サービスの提供について定めています。

《解説》

- 1 町は、「自助共助公助の原則」（第5条）に従い、公共サービスにおいて行政が果たすべきサービスを明確化し、その提供に責任を持ちます。
- 2 行政サービスの提供にあたっては、町民の要望や多様化する課題を的確に把握し、先例にとらわれず柔軟性を持って組織横断的な調整や対応を図り、常に良質な行政サービスが提供されるよう、最善の方法を図らなければならない課題として考えています。

第2節 情報共有

（情報の公開と共有）

第24条 町は、町民の知る権利を保障し、公正で開かれた町の仕事を進めるため、次に掲げる制度を総合的に活用して、町民との情報共有に努めます。

- (1) 町の仕事に関し、町が保有する情報を分かりやすく公開し提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町の仕事に関し、町が保有する文書その他の記録を請求に基づいて公開する制度

《趣旨》

本条は、町民に対する町の情報の公開と共有について定めています。

《解説》

- 1 町は、まちづくりに関する情報を大量に保有しています。まちづくりの基本原則に示した「情報共有の原則」(第4条)に従うとともに、「町民の知る権利」(第7条第1項)を保障し、公正で開かれた町政運営を進めるため、情報の積極的な公開と共有に努めなければなりません。
- 2 町では、平成13年に「上富良野町情報公開条例」が制定されています。本条各号に規定している制度は、すべて情報公開条例に基づくもので、それぞれの制度の熟度を高めていくことが必要です。
 - (1) 第1号関係：町は、保有する情報を積極的に公開することが必要です。その場合、情報の種類や質・量、また特にどういった町民にお知らせしたいかなどによって、その情報を分かりやすく整理し、適切な提供手法に努めなければなりません。
 - (2) 第2号関係：町の会議は、町の仕事の進め方などを検討したり、決定していくために開催されます。町民にとっては、決まったことのみでの情報提供だけでなく、その決定過程を知ることも重要であり、会議の公開が規定されています。

町では、情報公開条例の規定を受けて、平成14年に「会議の公開及び運営に関する規程」が制定されています。
 - (3) 第3号関係：情報公開の基本ともいえるべき制度で、まさに「知る権利」を保障しているものです。

情報公開条例では、公開請求権を「何人」にも保障しています。

(情報の収集と管理)

第25条 町は、町の仕事に関する情報を的確に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により、整理し保存します。

《趣旨》

本条は、町の情報の収集と管理のあり方について定めています。

《解説》

- 1 町が第24条に規定する「情報の公開と共有」を適切に行っていくためには、的確な情報収集と合わせて、保有する情報をルールに基づいた整理、保存が前提となります。
- 2 「情報の的確な収集」とは、その時々に応じて必要となる情報の収集はもちろんのこと、町の将来を考え、町内での話題や町外の話なども含め、社会情勢に応じ広く積極的な収集の必要性を表現しています。
- 3 「統一された基準」とは、文書管理規定に基づく文書分類表に沿った行政文書の整理や、保存年限管理を意味します。町の保有する情報は、ルールに沿った組織的な管理を行うことで、速やかな情報提供が可能となります。

文書の私物化を排除し、即時検索性や他者検索性を向上させることが重要であり、文書管理規定の厳格な運用に向けた「ファイリング・システム」の構築を検討していく必要があります。

(説明責任)

第26条 町は、町の仕事の立案、実施及び評価等のそれぞれの段階において、その経過や内容、成果等を町民に分かりやすく説明する責任を有します。

《趣旨》

本条は、町民に対する町の説明責任について定めています。

《解説》

- 1 町は、町民からの信託を受けて仕事をしていることから、町民にその仕事の内容を具体的に説明する義務があります。
- 2 協働のまちづくり(「参画と協働の原則」(第6条))は、相互の信頼関係が基本であり、町は、町民に対して、

町の仕事の「P（プラン・計画）D（ドゥ・実行）C（チェック・評価）A（アクション・改善）」それぞれの段階において、その内容や状況を分かりやすく説明し、理解を求めていくことが大切です。

- 3 説明責任は、職員一人ひとりの誠実な対応を基本とすることから、職員の意識改革と自己研鑽も、あわせて重要となります。

（個人情報の保護）

第 27 条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

《趣旨》

本条は、町が保有する個人情報の保護について定めています。

《解説》

- 1 町は、町の仕事の中で町民の個人情報を収集し、保有しています。これは、町民との信頼関係があって、はじめて成立するものであり、個人情報保護は、町民の権利や利益とあわせてプライバシーが侵害されることのないよう、大変重要な制度です。また、現代の高度情報化社会においては、その重要性が更に高まっています。
- 2 町は、平成 13 年に「上富良野町個人情報保護条例」を制定するとともに、「電子情報セキュリティポリシー（電子情報保護方針）」を策定して、その適正な運用を進めています。

第 3 節 参画と協働

（参画と協働）

第 28 条 町は、町民の参画する権利を保障するとともに、町民の様々な意向が町の仕事に反映されるようあらゆる機会を通じて、町民の参画機会の拡充に努めます。

- 2 町は、協働のまちづくりを進めるにあたって、町民の自主性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解のもとに信頼関係を築くよう努めます。

《趣旨》

本条は、参画と協働の原則に基づく、町の基本姿勢について定めています。

《解説》

- 1 「参画と協働の原則」（第 6 条）は、まちづくりの基本原則であり、まちづくりにあたっては、町民の参画と、町民との協働によることを基本とします。
- 2 町民には、町の仕事へ「参画する権利」（第 7 条第 2 項）が保障されています。町は、この権利をしっかり擁護し、様々な手法を講じて、町民の参画機会を確保しなければなりません。
- 3 町は、町民との協働のまちづくりを進めるにあたって、「協働の原則」（第 6 条第 2 項）に従い、相互理解のもとに進めなければなりません。

（政策決定過程への参画）

第 29 条 町は、町の仕事の立案、実施及び評価等のそれぞれの段階において、町民が参画できる仕組みを整えます。

- 2 町は、それぞれの事案に応じて効果的な町民参画の手法を選択するとともに、これを公表し、実施します。

《趣旨》

本条は、町の政策決定過程への町民参画について定めています。

《解説》

- 1 町の仕事への町民参画は、例えば、町民アンケートによる意見聴取や公聴会、ワークショップ、シンポジウムの開催、パブリックコメント等のほか、まちづくりトークや出前講座等も含めて、対象となる仕事の規模や内容に応じ、様々な手法があり、それぞれの仕事の性質（ハードやソフト等）や段階（立案、実施、評価等）に応じ

て、最も効果的な方法を選択して、その参画手法を分かりやすく町民にお知らせし、実施することが重要です。

(審議会等への参画)

第 30 条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めます。

《趣旨》

本条は、審議会等への町民参画について定めています。

《解説》

- 1 審議会等の附属機関等は、町的意思決定の過程において、大きな役割を果たしています。これらの機関での協議においては、幅広い町民の意見が反映され集約されなければいけません。そのようなことから、委員の選任にあたっては、公募制の導入を積極的に活用することが大切です。
- 2 町は、平成 13 年に「附属機関等の設置及び運営に関する規程」を制定し、公募委員の選任に努めています。
- 3 法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性を有する事案を扱う場合など、性質上公募になじまないものもあることから、努力規定としています。

第 7 章 コミュニティ

(コミュニティの充実)

第 31 条 わたしたち町民は、協働によるまちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、自主的で自律的なコミュニティを守り、育てるよう努めます。

《趣旨》

本条は、コミュニティの役割と充実について定めています。

《解説》

- 1 コミュニティは、第 2 条第 8 号で定義したように、「まちづくりに貢献する多様なつながり（団体など）」を指します。そのような意味から、コミュニティは、まちづくりの大切な担い手であり、協働のまちづくりを進める重要な主体を成します。
- 2 「まちづくりに貢献する多様なつながり」とは、自治会組織や NPO といった、組織化されている団体のみを指しているわけではなく、身近な生活の中にある「井戸端会議」なども含めてとらえています。このような「井戸端会議」が、一つのきっかけとなり、まちづくりにつながっていくことも大切なこととの考えから、町民がお互いを尊重しあい、人と人のかかわりの中でまちづくりを進めるという意味を「守り、育てる」という言葉で表現しています。

(コミュニティと町の関わり)

第 32 条 町は、コミュニティとの協働を進めるため、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動に応じて支援に努めます。

《趣旨》

本条は、コミュニティと町の関わりについて定めています。

《解説》

- 1 コミュニティの活動は、あくまでも自主性、自律性が尊重されなければならず、町による一方的な関与はありえません。また、コミュニティの活動は、町からの支援が前提としてあるわけではなく、町民自身による活動が中心となることを表しています。
- 2 「協働」「支援」とは、単に補助金、助成金や物品の提供といった財政的な協力だけではなく、むしろ、職員の持ちえる能力（労力、専門的知識や情報等）を積極的に提供することや、コミュニティ間の連携を助けることなどに協力していくことが重要です。

第8章 地域防災

(町と町民の防災の役割)

第33条 町は、発生が予測される様々な災害に対する予防活動、緊急対策活動及び復旧活動等、総合的な災害対策に関する計画を作成し、計画に沿った対応を進めます。

2 わたしたち町民は、自らの生命・財産を災害から守るため、常に災害への備えと、地域内における自主防災組織の結成及びその活動に参加、協力するとともに、町の諸対策に協力します。

《趣旨》

本条は、様々な災害に対する町及び町民の役割について定めています。

《解説》

- 1 自然災害は、時としてまちづくりの計画や方向を大きく狂わせます。十勝岳の火山災害のみならず、様々な自然災害に対しては、日頃の予防活動と災害時における緊急対策活動、また復旧活動等、一連の対策が大切です。
- 2 町は、一連の災害対策を総合的かつ効果的に実施していくための計画を策定しなければなりません。町は、これまでの計画を全面的に改定した「地域防災計画」を平成17年にまとめています。
- 3 「地域防災計画」は、いざという時にその効力が発揮されなければなりません。職員は、防災担当職員のみならず、計画内容の共有に努めなければなりません。また、町民は、この計画に添って実施される防災訓練等に積極的に参画することにより、計画の検証や見直しに協力していくことが大切です。
- 4 自らの生命・財産を守る第一歩は、町民一人ひとりによる自らの対処が重要です。わたしたちは、活火山十勝岳と共生していることを常に心に留め、日頃の備えに務めるとともに、地域内で協力しあう自主防災組織の活動に参加・協力することが大切です。

【参考】

自主防災組織：大災害が起こった場合、町をはじめ関係機関は総力を挙げて防災活動に取り組めますが、道路の寸断や建物の倒壊、断水、電力供給の停止等様々な要件により、公的機関の活動に支障をきたす状況もあります。

このような場合、関係機関の手が届くまでの間、地域の皆さんが消火、救出、救護等の活動に取り組み、被害を最小限にとどめるようお互いに協力し合いことが大切です。「自主防災組織」は、それぞれの家庭での日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人達と協力しあい「自分たちの町は自分たちで守ろう」という地域の防災活動を、効果的に行うための組織です。

現在上富良野町では、25 住民会中、25 住民会で自主防災組織が結成されています。

(活火山十勝岳)

第34条 わたしたちは、十勝岳から、豊かな自然の恩恵を受けるとともに、その火山活動による幾多の試練を受けてきた経験を生かし、緊急時はもとより、日ごろから火山防災の対策に取り組めます。

《趣旨》

本条は、活火山十勝岳とのかかわりと火山防災について定めています。

《解説》

- 1 上富良野町は、秀峰十勝岳を中心とする十勝岳連峰のすばらしい山岳景観や温泉等の恩恵を受けるとともに、その火山活動による幾多の災害も経験し、「十勝岳との共生」をしています。火山防災は、まちづくりの中で将来にわたって、極めて重要な要素であることから、本条例において明記するものです。

第9章 町民投票制度

(町民投票)

- 第35条 町長は、町政に係る重要事項について、直接町民の意思を把握し、町政に反映させるため、町民投票を実施することができます。
- 2 町民投票に参画できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事項に応じて、別に条例で定めます。
 - 3 町長は、前項に定める条例に基づき町民投票を行うときは、町民投票の結果の取扱いをあらかじめ明らかにして、実施します。

《趣旨》

本条は、町政の重要事項について、直接町民の意思を問う町民投票制度について定めています。

《解説》

- 1 第1項関係：町民投票制度は、町の将来を大きく左右するような重要事項について、直接町民の意思を確認する手段として位置付けます。多くの課題は、情報共有と町民参画の実践の中で、解決していくことが大切であり、本条においても「実施する」ではなく「実施できる」としており、恒常的に設ける制度ではないことを表現しています。
「町の将来を左右するような重要事項」とは、過去の全国の市町村で実施された住民投票の例では、原子力発電所建設や産業廃棄物処分場建設、市町村合併の是非等があり、まさに町の重大な意思決定にかかわるものといえます。
- 2 第2項関係：町民投票は、対象となる事項における必要事項（投票資格者、投票方法等）について、様々な観点から検討を加える必要があることから、その事案ごとに個別の条例（「〇〇〇〇の町民投票に関する条例」）を制定し、実施することとしています。
町民投票に係るような重要な意思決定は、町長及び議会の基本的な役割であり、町民投票の実施については、議会での十分な審議が必要であることから、個別の条例で定めることとしています。
- 3 第3項関係：町民投票の結果は、法的拘束力はないとされていますが、町民の意思を真摯に受け止め、町長はその結果を尊重することが重要です。町長は、投票結果をどう扱うかを事前に明らかにすることで、投票結果が、より有効なものとなります。

(町民投票の請求と発議)

- 第36条 上富良野町において選挙権を有する者は、法令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から、町民投票を規定した条例の制定を町長に請求することができます。
- 2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の賛成者を得て、町民投票を規定した条例を議会へ提出することで、町民投票を発議することができます。
 - 3 町長は、必要に応じ、町民投票を規定した条例を議会へ提出することで町民投票を発議することができます。

《趣旨》

本条は、町民投票の請求と発議について定めています。

《解説》

- 1 地方自治法の規定に基づいた「住民の条例制定改廃請求権」（第1項）、「議員の議案提出権」（第2項）、「町長の議案提出権」（第3項）について、規定しています。

第10章 交流と連携

(様々な人々との交流)

第37条 わたしたちは、様々な活動や交流を通じて、他の市町村や他の国々の人々の知恵や意見をまちづくりに生かすように努めます。

《趣旨》

本条は、他の市町村や他の国々の人々との交流について定めています。

《解説》

- 1 町には、観光客や転入者等、上富良野町とかかわりを持つ多くの人があります。このような方々は、わたしたちが気づかない（見落としている）視点をもっており、そうした知恵や意見をまちづくりに生かしていくことを規定しています。
- 2 「ふるさと納税制度」による寄付をしてくれた方、過去に縁があった人々、関心を持ってきている人々や上富良野町を応援してくれる人々も大切にすることを規定しています。
- 3 町では、三重県津市やカナダアルバータ州カムローズ市と友好姉妹都市提携を締結して、教育、文化等の交流を進めてきましたが、今後も、他の市町村や他の国々の人々との交流を進めていくことを規定しています。

(他の自治体等との連携)

第38条 町は、共通する課題を解決するため、国、北海道その他の自治体と相互に連携を図りながら、広域的な視点に立ったまちづくりに努めます。

2 町は、広域連合や一部事務組合等を活用し、近隣の自治体との連携、協力を積極的に進め、効率的な町政運営と町民へのサービスの向上に努めます。

《趣旨》

本条は、国、北海道その他の自治体との連携について定めています。

《解説》

- 1 地方分権の主旨を踏まえ、町は自らの意思と責任において、様々な課題を解決していくことが基本ですが、共通する課題については、広域的な視点に立って国、北海道その他の自治体と様々な連携を図っていくことが大切です。
- 2 全国各地には、上富良野町が抱える課題と同様の課題を抱える自治体や、同様の課題を解決してきた自治体があると考えられます。こういった自治体と連携していくことで、課題解決に取組んでいくことも、重要な取組みとなります。
- 3 町民の生活圏の拡大などに伴い、近隣の自治体と共同で取組むことが、効率的かつ効果的な課題解決につながるものは、広域連合や一部事務組合等を積極的に活用し、町民サービスの向上に努めていくことが大切です。

第11章 条例の位置付け

(最高規範性)

第39条 わたしたちは、この条例を上富良野町の最高規範に位置付け、この条例を誠実に守ってまちづくりを進めます。

2 町と議会は、この条例の趣旨に基づき、他の条例、規則等の体系化に努めるとともに、必要な条例、規則等の制定、見直しを積極的に進めます。

《趣旨》

本条は、この条例の位置付けについて定めています。

《解説》

- 1 本条例は、まちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、町民の権利と責務、議会及び町の役割と責務を定

めていることから、日本国憲法と法律の関係を準用して、最高規範となる「自治体の憲法」として、位置付けています。

- 2 わたしたちは、この条例を尊重し誠実に守って、まちづくりを進めていくことが大切です。
- 3 他の条例、規則等（要綱、構想、計画、施策等を含め）は、その制定改廃、解釈及び運用にあたっては、本条例と整合性を図ることで、実態としても上富良野町における最高位の条例と位置付けています。
- 4 「体系化」とは、本条例を中心として、町における様々なルールや制度等を整理していくことにより、まちづくりの仕組みの全体像が、町民にとって分かりやすいものとなることを表現しています。
- 5 本条例には、罰則規定を設けていません。「罰則」とは、個別具体的な行為の違反に基づき適用されるもので、本条例にはなじまないと考えます。

（条例の見直し等）

第 40 条 わたしたちは、この条例の施行後 5 年を超えない期間ごとに、この条例が所期の目的を達成しているかを総合的に検討するものとします。

2 町と議会は、前項の規定に基づく検討の結果、条例の見直し等が必要な場合は適切な措置を講ずることとします。

《趣旨》

本条は、この条例の見直し等について定めています。

《解説》

- 1 この条例は、上富良野町の最高規範に位置付けられていることから、永続性が必要となりますが、社会情勢や町民ニーズの変化等に対応した「守り育てる条例」として、条例が有効に機能しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに検討し、必要な場合は適切な措置を講ずることを定めています。
- 2 「5年ごとに」ではなく「5年を超えない期間ごとに」とは、単に5年ごとに検証を行うのではなく、変化に応じた柔軟な対応の必要性を表現しています。
少なくとも、5年に1度は本条例の機能が、期待されたとおりに作用されているかどうかを検証することで、時代経過による本条例の形骸化を防止し、わたしたちが、本条例に関心を持ち続ける動機付けとなります。
少なくとも町は、第6章に掲げる「信頼される町政の推進」に沿った実践がなされているかを毎年度チェックしていくことが重要です。
- 3 「適切な措置」とは、本条例は町民総意のもとに制定されている条例であり、その見直し等においても、町民総意のもとに進められなければならない、町民参画による見直し手続き等を意味しています。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

上富良野町自治基本条例の構造

